

職務内容証明書

(複数の会社での経験年数を合算する場合は、会社ごとに1枚の証明書が必要です。)

受講申込者 氏名	電話 (昼間連絡の取れる番号) ;
住所	

勤務先名 (部課名)	
所在地 (番地)	〒
在職期間と 実績年月数	年 月 ~ 年 月 (計 年 月間)
工作物に関する 職務内容 (該当するものに○印)	1. 工作物の研究 2. 工作物の設計 3. 工作物の製作 4. 工作物の解体工事 5. 工作物の改修工事 6. その他(具体的に)

(事業所証明欄)

事業所名称		所在地	〒
連絡担当者 氏名			
担当者 連絡先	☎		

本受講者は上欄の職務内容のとおり、工作物に関する実務経験を有することを証明します。

年 月 日

証明者
(事業所職氏名)

印

(証明者のサイン又は押印)

受講資格、証明書類の例

区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる 石綿作業主任者 技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
②	学校教育法による大学(短期大学を除く)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 2年以上 の実務の経験を有する者	(1)大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 2年以上 の職務内容証明書 * (1)と(2)両方必要です
③	学校教育法による短期大学(修業年数が3年であるものに限る)同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ)、工作物に 3年以上 の実務の経験を有する者	(1)修業年限3年の短期大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 3年以上 の職務内容証明書 * (1)と(2)両方必要です
④	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 4年以上 の実務の経験を有する者(③に該当する者を除く)	(1)短期大学、専門職大学、又は高等専門大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 4年以上 の職務内容証明書 * (1)と(2)両方必要です
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 7年以上 の実務の経験を有する者	(1)高等学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 7年以上 の職務内容証明書 * (1)と(2)両方必要です
⑥	工作物に関して 11年以上 の実務の経験を有する者	工作物に関して 11年以上 の実務経験があることを、事業者の責任者が証明する職務内容証明書
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第18号)による 改正前 の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる 特定化学物質等作業主任者 技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して 5年以上 の実務の経験を有する者	(1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の修了証の写し (2)工作物石綿事前調査の実務経験 5年以上 の職務内容証明書 * (1)と(2)両方必要です
⑧	建築行政に関して 2年以上 の実務の経験を有する者	実務経験 2年以上 の職務内容証明書
⑨	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して 2年以上 の実務の経験を有する者	実務経験 2年以上 の職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官もしくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	職務内容証明書
⑪	労働基準監督官として 2年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験 2年以上 の職務内容証明書

* ⑦の工作物石綿事前調査の実務経験・・・工作物石綿事前調査者の補助の業務など